



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び大和高田市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例……………(体育振興課) ……4
- 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………(税務課) ……5
- 大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例……………(保育課) ……9

告示

- 職権による消除……………(市民課) ……10
- 職権による消除……………() ……10
- 職権による消除……………() ……10
- 職権による消除……………() ……10
- 平成23年度大和高田市一般会計補正予算等の要領の公表……………(財政課) ……11
- 職権による消除……………(市民課) ……16
- 職権による消除……………() ……17
- 職権による消除……………() ……17
- 職権による消除……………() ……17
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) ……18
- 公示送達……………(税務課) ……18
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……18

公告

- 大和高田市有財産(駐車場用地)の一時貸付けに関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……19
- 大和高田市インターネット市有財産売却の公告……………(財産管理課) ……21
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……24
- 平成23年度秋期急性灰白髄炎予防接種の実施……………(健康増進課) ……24
- 平成23年度高齢者インフルエンザ予防接種の実施……………() ……25
- みどり保育所耐震改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……26
- 高6幹蔵之宮町地内管渠工事(2)給配水管移設工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……28
- 高6幹甘田町地内管渠工事(1)給配水管移設工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……30
- 医療器具(汎用超音波画像診断装置)1台の購入に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……32
- 市営住宅(サンライズ)新規募集に伴う室内(110・111号室)改修に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……34
- 市営住宅(東雲)新規募集に伴う室内(CD11-061)改修に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……36
- 市営住宅(東雲)新規募集に伴う室内(CD11-062)改修に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……38

○市営住宅(礪野)新規募集に伴う室内(2-301号室)改修に関する 条件付き一般競争入札公告……………	(契約監理室) ……	40
○大和都市計画道路事業3・5・704号 本郷大中線事業計画変更の認 可の縦覧……………	(都市計画課) ……	42
教育委員会		
○大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則……………	(学校教育課) ……	42
○スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示……………	(体育振興課) ……	42
○教育委員会9月臨時委員会の招集……………	(教育総務課) ……	43
選挙管理委員会		
○議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………	(選挙管理委員会) ……	44
○大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に 関する収入及び支出の要旨の公表……………	(//) ……	44
○選挙管理委員会の招集……………	(//) ……	44
監査委員事務局		
○平成22年度出資団体の監査結果……………	(監査委員事務局) ……	44
農業委員会		
○農業委員会10月定例委員会の招集……………	(農業委員会) ……	46

公布された条例のあらまし

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び大和高田市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

スポーツ振興法の全部改正に伴い、所要の規定の整備を行います。

2 改正の内容

(1) 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(第1条関係)

ア 審議会及び体育指導委員の名称を改める。

「スポーツ振興審議会」→「スポーツ推進審議会」

「体育指導委員」→「スポーツ推進委員」

(2) 大和高田市スポーツ振興審議会条例(第2条関係)

ア 題名を改める。

「大和高田市スポーツ振興審議会条例」→「大和高田市スポーツ推進審議会条例」

イ 審議会の名称を改める。

「大和高田市スポーツ振興審議会」→「大和高田市スポーツ推進審議会」

ウ 設置の根拠規定を改める。

「スポーツ振興法第18条第2項」→「スポーツ基本法第31条」

エ 審査会の任務について所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

◇ 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 個人住民税

ア 寄附金税制

平成24年度から個人住民税寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げます。【第23条の2、附則第7条の4関係】

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例

免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行った上、その適用期限を平成27年度まで延長することとします。【附則第8条関係】

ウ 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び渡所得等に対する3%軽減税率(道府県民税1.2%、市町村民税1.8%)の特例を2年延長することとします。【平成20年改正条例附則第2条関係】

エ 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とすることとします。【平成22年改正条例附則第1条第4号、第2条第5項関係】

(2) 固定資産税、都市計画税

地方税法の引用条項ずれを整備します。【第54条、第128条関係】

(3) その他

秩序犯(申告書等不提出犯等)に係る過料を30,000円から100,000円に引き上げます。【第14条、第29条、第51条の2、第57条、第66条、第80条、第92条の2、第120条、第126条の2関係】

3 施行期日

公布の日、平成23年10月20日、公布の日から起算して2月を経過した日、平成25年1月1日

◇ 大和高田市立子ども園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

大和高田市立土庫こども園が新たに設置されることに伴い、所要の改正を行います。

2 改正の内容

(1) 第3条の表に次の表を加えます。

大和高田市立土庫こども園	大和高田市立土庫幼稚園 大和高田市立土庫保育所 大和高田市立北保育所
--------------	------------------------------------------

(2) 附則において、北保育所及び土庫幼稚園の住所を改めます。

3 施行期日

平成24年4月1日

条 例

条例第16号

大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び大和高田市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び大和高田市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

(大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び別表第1中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

(大和高田市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第2条 大和高田市スポーツ振興審議会条例(昭和54年条例第5号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

大和高田市スポーツ推進審議会設置条例

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号。以下「法」という。)

第18条第2項を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)

第31条」に、「本市にスポーツ振興審議会」を「大和高田市スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「法第4条第4項及び第23条」を「法第35条」に、「振興」を「推進」に改め、同条第7号中「振興」を「の推進」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第10条第1項の規定による大和高田市スポーツ推進計画に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大和高田市スポーツ振興審議会条例の規定によ

り委嘱されている大和高田市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の大和高田市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱されている大和高田市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

条例第17号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「3万円」を「10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改める。

第23条の2を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第28条第1項中「前条第1項又は第2項から第4項まで」を「前条第1項から第4項まで」に改め、同条第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「前条第1項又は第2項から第4項まで」を「前条第1項から第4項まで」に改める。

第29条第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改める。

第51条の2第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第54条第5項及び第6項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第57条第1項中「3万円」を「、10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改める。

第66条第1項中「3万円」を「、10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改める。

第80条第1項中「なくして」を「なくて」に、「3万円」を「、10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改め、同条第3項中「その発布の日」を「、その発付の日」に改める。

第92条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第92条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第90条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第120条第1項中「3万円」を「10万円」に改め、同条第3項中「その発付の日」を「、その発付の日」に改める。

第126条の2を第126条の3とし、第126条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第126条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第128条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の6第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達される時」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法第5条第1項」を「租税特別措置法第25条第1項」に、「(前年の第17条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第23条の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び

附則第7条の3の2第1項」に、「第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第23条の2第1項前段」に改め、「所得割額」及び「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定については」を「及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については」に、「第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第23条の2第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第23条の2第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の2第2項第2号中「附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第23条の2第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の6第2項第2号中「附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の6第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第23条の2第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の12第2項第2号中「附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の12第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第23条の2第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の12第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第23条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の12第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第23条の2第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の12第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第28条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項、第13項及び第18項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成22年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例附則第10条の2第5項の改正規定 平成23年10月20日

(2) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第14条第1項の改正規定、同条例第29条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第51条の2第1項、第57条第1項、第66条第1項及び第80条第1項の改正規定、同条例第92条の次に1条を加える改正規定、同条例第120条第1項の改正規定、同条例第126条の2を第126条の3とし、第126条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(3) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第23条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の大和高田市税賦課徴収税条例(以下「旧条例」という。)附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第28条の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第9号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第28条の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例第18号

大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例

大和高田市立こども園条例(平成21年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中

「

名称	構成する施設
大和高田市立高田こども園	大和高田市立高田幼稚園 大和高田市立高田保育所

」を

「

名称	構成する施設
大和高田市立高田こども園	大和高田市立高田幼稚園 大和高田市立高田保育所
大和高田市立土庫こども園	大和高田市立土庫幼稚園 大和高田市立土庫保育所 大和高田市立北保育所

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 こども園の運営に関して必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(大和高田市保育所条例の一部改正)

3 大和高田市保育所条例(平成16年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「大和高田市日之出東本町1370番地の3」を「大和高田市土庫一丁目702番地の1」に改める。

(大和高田市立幼稚園設置条例の一部改正)

4 大和高田市立幼稚園設置条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大和高田市土庫三丁目346番地」を「大和高田市土庫一丁目702番地の1」に改める。

告 示

告示第88号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月2日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年9月2日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第89号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月2日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年9月2日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第90号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月2日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年9月2日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第91号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1. 職権消除日 平成23年9月2日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第92号

平成23年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成23年9月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)
- 2 平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成23年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成23年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第1号)

平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)

平成23年度大和高田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,445,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(円千:百万)

歳出
(単位:千円)

起債款	項	補正前の額	補正額	計
14 県支出金		1,397,296	3,913	1,401,209
	2 県補助金	475,738	3,913	479,651
16 寄附金		101	150	251
	1 寄附金	101	150	251
18 諸収入		240,973	2,085	243,058
	4 雑入	224,588	2,085	226,673
19 市債		1,821,300	2,700	1,824,000
	1 市債	1,821,300	2,700	1,824,000
歳入合計		23,436,622	8,848	23,445,470

歳出

(単位：千円)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		308,406	△23,188	285,218
	1 議会費	308,406	△23,188	285,218
2 総務費		2,694,147	150	2,694,297
	1 総務管理費	2,091,598	150	2,091,748
3 民生費		9,958,225	8,893	9,967,118
	1 社会福祉費	3,635,819	5,628	3,641,447
	2 児童福祉費	3,418,530	3,265	3,421,795
4 衛生費		2,473,288	5,713	2,479,001
	1 保健衛生費	888,536	5,713	894,249
8 土木費		1,387,288	12,915	1,400,203
	3 都市計画費	1,010,948	12,915	1,023,863
9 消防費		840,236	3,000	843,236
	1 消防費	840,236	3,000	843,236
10 教育費		1,908,997	1,365	1,910,362
	6 社会教育費	397,566	1,365	398,931
歳出合計		23,436,622	8,848	23,445,470

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
14 県支出金 16 寄附金 18 諸収入 防 災 対 策 事 業	2,700	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	4.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。

平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,202,431千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		0	38,931	38,931
	1 繰越金	0	38,931	38,931
歳 入	合 計	8,163,500	38,931	8,202,431

「第10款 繰越金」の新設により、「第10款 諸収入」を「第11款 諸収入」に改める。

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸支出金		12,942	38,931	51,873
	1 償還金及び還付加算金	9,824	38,931	48,755
歳出合計		8,163,500	38,931	8,202,431

平成23年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,164,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		693,950	5,965	699,915
	1 一般会計繰入金	693,950	5,965	699,915
5 諸収入		3,010	△3,000	10
	2 雑入	2,163,000	△3,000	2,164,165
歳入合計		2,161,200	2,965	2,164,165

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		950,232	2,965	953,197
	1 下水道事業費	950,232	2,965	953,197
歳出合計		2,161,200	2,965	2,164,165

平成23年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,656,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 正予算事項別明細書

歳入

(円千:立単)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
8 繰越金		0	38,812	38,812
	1 繰越金	0	38,812	38,812
歳入合計		4,618,000	38,812	4,656,812

「第8款 繰越金」の新設により、「第8款 諸収入」を「第9款 諸収入」に改める。

歳出

(円千:立単)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
4 基金積立金		8,899	8,524	17,423
	1 基金積立金	8,899	8,524	17,423
6 諸支出金		1,658	30,288	31,946
	1 償還金及び還付加算金	1,658	30,288	31,946
歳出合計		4,618,000	38,812	4,656,812

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議第43号

平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成23年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	6,871,152千円	1,290千円	6,872,442千円
第3項 医業外収益	261,681千円	1,290千円	262,971千円
支出			
第1款 病院事業費用	6,825,022千円	△1,124千円	6,823,898千円
第1項 医業費用	6,378,952千円	△3,906千円	6,375,046千円
第3項 医業外費用	315,599千円	2,782千円	318,381千円

第4条 予算第4条本文括弧書中一時借入金で措置する額「247,389千円」を「247,089千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	225,784千円	300千円	226,084千円
第6項 寄付金	1千円	300千円	301千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	3,758,382千円	△4,160千円	3,754,222千円

告示第93号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月16日

大和高田市市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成23年9月16日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第94号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月16日

大和高田市市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成23年9月16日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第95号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月16日

大和高田市市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成23年9月16日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第96号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年9月16日

大和高田市市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成23年9月16日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第97号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成23年9月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成23年8月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年6月6日、同月9日、同月13日、同月15日、同月21日、同月23日、同月29日

告示第98号

平成23年度市民税・県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年9月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 納税通知書の発送年月日

平成23年6月13日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成23年6月30日

変更後 平成23年10月31日

3 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第99号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成23年9月5日、同月8日、同月13日、同月14日、同月20日、同月26日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車

- 等放置禁止区域
4. 保管場所 大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
 5. 引取期間 移動日から60日間。ただし、祝日は除く。
 6. 引取時間 午前9時～正午・午後1時～午後5時
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午
 7. 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
 8. 連絡先
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第89号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	大和高田市有財産(駐車場用地)の一時貸付け
2 物 件	入札実施要領のとおり
3 賃貸借期間	平成23年10月1日から平成24年9月30日まで(詳細は入札実施要領のとおり)
4 物件内容	入札実施要領のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 (3) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (4) 本入札実施要領に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自らが本物件に平面駐車場施設を建設し、貸付期間中継続して営業・運営する事業を行う資力、能力等を有する者であること。
6 入札参加申込み	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり入札参加申込書(以下「申込書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申込書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申込書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。 (2) 下記書類を申込書に添えて提出してください。 ア. 誓約書(本市指定様式) イ. 代表者の印鑑証明書 ウ. 登記事項証明書 エ. 土地利用計画図

	<p>オ. 利用(事業)計画書(本市指定様式)</p> <p>カ. 土地利用計画書</p> <p>(3) 申込書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はファックスによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年9月2日(金)から平成23年9月12日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時30分から正午までと午後1時から午後5時まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申込書等の提出後、遅滞なく行うものとし、その結果については、確認の都度、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年9月13日(火)まで(随時)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札実施要領についての質疑応答	<p>入札実施要領についての質疑は、本市ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年9月2日(金)から平成23年9月15日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答方法及び期日 平成23年9月16日(金)午後5時までにFAXにより随時回答します。なお、回答は、質問者に対してするものとします。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年9月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>入札保証金は、次のとおり納付してください。</p> <p>(1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、入札書に記入する賃貸借料(月額・税抜き)の2か月分以上の金額とします。</p> <p>(2) 納付の方法 入札保証金の納付は、本市の発行する入札保証金納付書により、現金又は銀行振出小切手で入札実施要領に示す指定場所において行ってください。銀行振出小切手は、持参人払式とし、振出日から5営業日以内のものとしてください。</p> <p>(3) 納付期限 平成23年9月20日(火)午後3時まで</p>
12 入札保証金の還付等	<p>落札されなかった者が納付した入札保証金は、返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。</p> <p>なお、返還する入札保証金には、利息は付しません。</p>
13 開札の	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

日時等	(1) 日時 平成23年9月21日（水）午前11時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札
15 落札者の決定	落札者は、予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	契約保証金は、次のとおり納付してください。 (1) 契約保証金の金額 契約保証金の金額は、入札書に記入する賃貸借料（月額・税抜き）の4か月分以上の金額とします。入札保証金との差額分を納付していただきます。 (2) 納付の方法 契約保証金の納付は、本市の発行する契約保証金納付書により、現金又は銀行振出小切手で入札実施要領に示す指定場所において行ってください。銀行振出小切手は、持参人払とし、振出日から5営業日以内のものとしてください。 (3) 納付日 契約締結日
17 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。

公告第90号

市有財産（自動車）の売却について、次のとおり大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第2条第4号に規定する財産売却システムにより一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成23年9月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

（自動車）

物件番号	財産名称	初度登録年月	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
H23-2-1	ごみ収集車	平成12年4月	4.020	56,201km	200,000円	20,000円

備考1. 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）とは、あらかじめ市が定めた最低売払価格をいう。

備考2. 走行距離は、下見会等により増加することがある。

備考3. この自動車は、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができない。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない場合を含む。）でないこと。
- (3) 大和高田市の職員でないこと。

- (4) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (5) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (6) 市が定める大和高田市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (7) 市有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (8) 20歳以上の者であること。
- (9) 「3 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、平成23年9月5日(月)午後1時から平成23年9月22日(木)午後2時までに、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うとともに、クレジットカードにより市が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込手続を完了した後、平成23年9月22日(木)午後5時までに(土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)所定の申込書等により大和高田市財務部財産管理課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。(郵送の場合は、平成23年9月22日(木)までの消印を有効とする。)
- (3) 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市財務部財産管理課 電話0745-22-1101
- (2) 期間 平成23年9月5日(月)午後1時から平成23年9月22日(木)午後5時まで

5 下見会

下見会希望者は、下記下見会の各前日までに下記連絡先へメールにて連絡すること。

- (1) 場所 奈良県大和高田市大字今里川合方23番地
大和高田市クリーンセンター内
- (2) 日時 [第1回] 平成23年9月14日(水)午後1時から午後4時まで
[第2回] 平成23年9月15日(木)午後1時から午後4時まで
[第3回] 平成23年9月16日(金)午後1時から午後4時まで
- (3) 連絡先 大和高田市クリーンセンター企画整備課 (E-mail : ec_pg@city.yamatotakada.nara.jp)

※車体等の傷及び積載品の確認については、上記下見会の時に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場所 売却システム上
- (2) 入札期間 平成23年10月6日(木)午後1時から平成23年10月13日(木)午後1時まで
- (3) 開札 平成23年10月13日(木)午後1時

7 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に、契約保証金の全部に充当する。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、市は、開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名(名称)とみなす。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、平成23年10月24日(月)午後5時までに契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消す。この場合、市有財産売却の財産の所有権は、落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は、返還しない。

(2) 契約書作成の要否

要す。

(3) 契約保証金

契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残金の納入

落札者は、この契約締結日から平成23年10月27日(木)の正午までに、売払代金の残金を、一括にて甲の指定する銀行口座への振込(振込手数料は、落札者の負担とする。)又は甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

12 その他

(1) 契約、引渡しその他に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(2) 物件の引渡しは、保管場所において行う。

(3) 一時抹消登録を行うので、引渡しの際、自走する場合は、仮ナンバーが必要となる。また、落札者は、運輸支局等で自動車登録手続(中古車新規登録)を行うものとする。

(4) 当該公告文記載内容その他事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

(5) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名称 大和高田市財務部財産管理課

所在地 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地の1

電話番号 0745-22-1101(内線222)

公告第91号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年9月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第92号

平成23年度秋期急性灰白髄炎予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成23年9月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 予防接種の種類 急性灰白髄炎予防接種
2. 予防接種対象者の範囲 生後3か月から7歳6か月に至るまでの間にある者
(生後18か月に達するまでの期間に2回受けることが望ましい。)

3. 実施日時及び場所

実施月日	場 所	校 区	実施月日	場 所	校 区
10月 4日	保健センター	陵西校区	10月31日	保健センター	片塩校区
10月 5日	保健センター	磐園校区	11月 1日	保健センター	土庫・浮西校区
10月 6日	保健センター	菅原校区	11月 2日	保健センター	高田校区
10月 7日	保健センター	浮孔校区	受付時間はいずれも午後1時30分から2時30分まで		

※ 実施日時及び校区は厳守してください。

4. 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不適當者）
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - ※ 接種会場で測定した体温が37.5度を超えた者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者（予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）から一部引用）
5. 予防接種を受けるに際し注意を要する者（予防接種要注意者）
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 過去にけいれんの既往のある者
 - (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (6) 他の生ワクチン（麻しん、風しん、BCG等）の接種を受けた後27日以上経過していない者又は不活性ワクチン（DPT、DT、日本脳炎等）の接種を受けた後6日以上経過していない者

6. 注意事項

- (1) 下痢のある場合は、延期しましょう。
- (2) 大和高田市に住民登録又は外国人登録していない人は、受けられません。
- (3) 当日接種会場で検温、医師による診察及び予診票の記入確認、保護者の方の承諾をしていただきますのでご了承ください。

公告第93号

平成23年度高齢者インフルエンザ予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

平成23年9月12日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 予防接種の種類 高齢者インフルエンザ予防接種
2. 予防接種対象者の範囲
 - ① 65歳以上の者
 - ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(身体障害者手帳1級保持者)
3. 実施場所 市内インフルエンザ予防接種指定実施医療機関
(別紙のとおり)
4. 実施時期 平成23年10月1日～平成24年1月31日
5. 接種費用 1,000円
6. 接種回数 1回
7. 予防接種を受けることが適当でない者(接種不相当者)
 - 1 明らかな発熱を呈している者
 - ※ 接種会場で測定した体温が37.5度を超えた者
 - 2 重篤な急性疾患にかかっている者
 - 3 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - 4 インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
 - 5 その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
(予防接種法施行規則(昭和23年8月10日厚生省令第36号)から一部引用)
8. 予防接種を受けるに際し注意を要する者(接種要注意者)
 - 1 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
 - 2 過去にけいれん既往のある者
 - 3 インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
9. その他
 - 1 接種を行うに際し、対象者の接種を受ける希望の有無を確認します。対象者の意思確認が困難な場合は、家族又はかかりつけ医師等の協力により対象者本人の意思確認をすることとし、接種希望であることが確認できた場合に接種を行います。最終的に対象者の意思を確認ができない場合は接種できません。
 - 2 意思確認を含む予診の結果、接種を行わないこととした者に対しては、接種を受けなかった

ことによりインフルエンザに罹患あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生した場合は大和高田市（大和高田市から委託を受けている医師）には、その責任はありません。

公告第94号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	みどり保育所耐震改修工事
2 工事場所	大和高田市曙町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年2月29日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年9月22日（木）から平成23年9月27日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年9月28日（水） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書（仕様書）の配布	入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成23年9月22日（木）から平成23年9月27日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

	(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年9月22日(木)から平成23年10月6日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年10月7日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年10月11日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年10月12日(水)午前9時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥24,240,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

公告第95号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6幹蔵之宮町地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(GO2)
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成23年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。(監理技術者は3か月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者とします。) (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年9月22日(木)から平成23年9月27日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年9月28日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)

	参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成23年9月22日(木)から平成23年10月7日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年9月22日(木)から平成23年10月6日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年10月7日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年10月11日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年10月12日(水)午前9時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室

17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥55,040,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第96号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月22日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6幹甘田町地内管渠工事(1)・給配水管移設工事(GO1)
2 工事場所	大和高田市甘田町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成23年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。(監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者とします。) (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。

	<p>(3) 受付期間 平成23年9月22日(木)から平成23年9月27日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年9月28日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年9月22日(木)から平成23年10月7日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年9月22日(木)から平成23年10月6日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年10月7日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成23年10月11日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年10月12日(水)午前9時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者としします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとしします。
19 最低制限基準比較価格	¥53,380,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第97号

次のとおり条件付き一般競争入札(郵便入札)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 案件名	医療器具(汎用超音波画像診断装置)1台の購入
2 設置場所	大和高田市国民健康保険天満診療所内
3 納入期限	平成23年11月22日まで
4 物品等の内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿の「薬品・医療器材類」の(医療用機器)又は大和高田市立病院競争入札参加資格者名簿の「医療」の(医療機器・器具)に登録されている者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又

	<p>は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書の提出は、持参又は郵送に限ります。なお、FAX、電子メール又はその他の方法による申請は受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月11日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大和100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認の結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年10月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 仕様書の配布	<p>仕様書の配布については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>
9 仕様書等についての質疑応答	<p>仕様書等についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年10月3日(月)から平成23年10月17日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年10月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年10月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年10月21日(金)午前11時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果の公表 開札の結果は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。

公告第98号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(サンライズ)新規募集に伴う室内(110・111号室)改修
2 工事場所	大和高田市材木町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年12月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)

7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年10月5日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月11日(火)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年10月11日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年10月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年10月14日(金)午前9時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を

の決定	行った者としします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,940,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第99号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	市営住宅(東雲)新規募集に伴う室内(CD11-061)改修
2 工事場所	大和高田市東雲町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年12月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年10月5日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月11日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年10月11日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年10月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年10月14日(金)午前9時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を</p>

の決定	行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,640,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第100号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(東雲)新規募集に伴う室内(CD11-062)改修
2 工事場所	大和高田市東雲町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年12月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年10月5日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月11日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年10月11日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年10月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年10月14日(金)午前9時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を</p>

の決定	行った者としします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,600,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第101号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(磯野)新規募集に伴う室内(2-301号室)改修
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年12月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年10月5日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年9月30日(金)から平成23年10月11日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年10月11日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成23年10月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年10月14日(金)午前9時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点におい</p>

	て5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,380,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可され、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供します。

平成23年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業3・5・704号本郷大中線

2 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成7年11月28日から平成28年3月31日まで

3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成23年9月30日から平成23年10月14日までの午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日・日曜日は除く。

教育委員会
教育委員会規則第6号

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年9月30日

大和高田市教育委員会

委員長 村井 善治

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大和高田市立幼稚園規則(昭和43年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「高田幼稚園」の次に「及び土庫幼稚園」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教育委員会告示第17号

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年9月21日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱（平成14年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 近畿大会又は西日本大会

(3) 全国大会又は国際大会

第3条第2項中「大和高田市に活動の本拠を置く」を削る。

第6条第1項中「大和高田市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 補助金の交付申請は、1大会につき1回の申請とする。（第2条第2号の大会と同条第3号の全国大会が関連した大会であるときは、合わせて1大会とする。）

第6条第3項中「全国的な大会」を「全国大会」に改める。

第7条中「大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第9条及び第10条中「要綱」を「告示」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

第2条第1号に該当する大会	夏季	個人	選手・役員1人	1,000円以内
	冬季		選手・役員1人	3,000円以内
第2条第2号に該当する大会		個人	選手・役員1人	3,000円以内
		団体	1団体	60,000円以内
第2条第3号に該当する大会	国民体育大会 国際大会	個人	選手・役員1人	9,000円以内
			ただし、高田商業高等学校の者のうち市外在住者は、2分の1の額以内とする。	
	上記以外の大会	個人	選手・役員1人	9,000円以内
		団体	1団体	180,000円以内

備考 団体に交付する補助金の額は、大会に出場した団体の人数により算出した額とこの表による1団体に対して交付する額とのどちらか低い方の額とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後のスポーツ大会出場者派遣費補助要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会9月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成23年9月21日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

記

日 時 平成23年9月30日（金）午前8時30分

場 所 大和高田市役所 別棟2階 教育長室

議 案 第1号 委員長及び委員長職務代理者の選出について

第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第94号

平成23年9月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 3分の1の数 19,190人
- 6分の1の数 9,595人
- 50分の1の数 1,152人

選挙管理委員会告示第95号

平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により次のとおり公表します。

平成23年9月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

選挙管理委員会告示第96号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年9月8日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

記

- 1 日 時 平成23年9月12日(月)午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議 案 第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について
第2号 その他

監査委員

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成22年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成23年9月28日

大和高田市監査委員 吉 井 保 次
同 萬 津 力 則

○平成22年度大和高田市土地開発公社監査結果

第1 監査の概要

- 1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社

平成22年度出納その他の事務

- 2. 監査の期間 平成23年7月1日～平成23年7月31日
- 3. 監査の結果 今回の監査は平成22年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した、近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理を行うため営業外事業として、臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

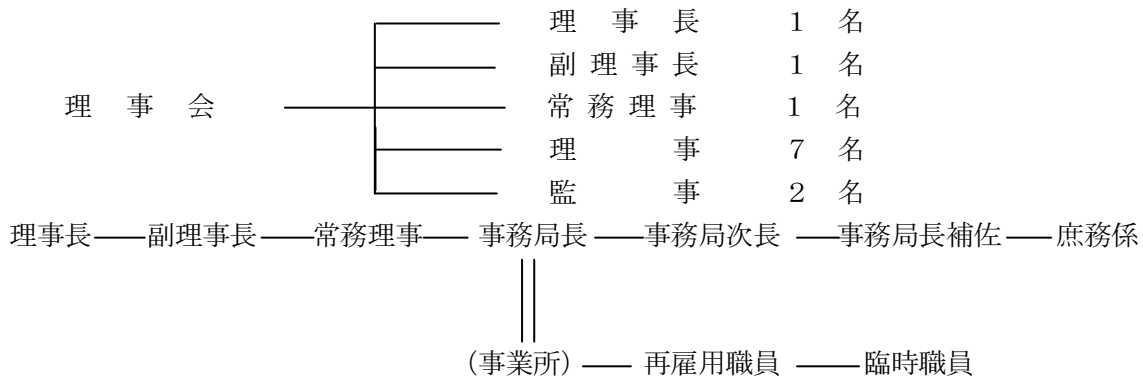
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成23年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員4名(4名兼務)及び公社職員3名(臨時職員を含む。)をもって構成されている。

(管理組織図)



4. 事業実施状況

平成22年度の事業実施状況は次のとおりである。

(1) 取得

平成22年度の大和高田市からの先行取得依頼はなかった。

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
市立病院職員駐車場用地	766.00	270,000,000	
本郷・大中線街路事業用地	79.63	21,676,535	補償費含む
本郷・大中線街路事業用地	58.00	12,003,928	

本郷・大中線街路事業用地	146.23	19,837,494	
本郷・大中線街路事業用地	80.52	28,471,650	補償費含む
合 計	1,130.38	351,989,607	

第3 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5 むすび

平成20年度に策定された「土地開発公社経営健全化に関する計画」に沿って、順調に事業用資産の売却が進み資産残高、借入金残高が減少し改善されつつあるが、依然として事業用地の長期保有による経営の圧迫が続いている。

本来、公社が事業用資産として先行取得した土地は、速やかに市の事業に活用されることが健全な事業経営であり、経営の早期健全化に向け、今後もこの計画を積極的に推進され、より効率的な経営に努められたい。

借入にあたっては、今後とも金融機関等と十分な協議を行い、低利な資金への借換等更なる調達コストの低減を図られたい。

農業委員会

農業委員会告示第11号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年9月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

日 時 平成23年10月6日(木)午後3時00分

場 所 大和高田市役所 3階 東会議室

議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)

第2号 農地法第3条第1項について申請の件(知事許可)

第3号 農地法第4条規定による申請の件

第4号 農地法第5条規定による申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第6号 その他